

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号

直送済

平成26年(ワ)第14号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面 (12)

(裁判所の釈明事項に対する回答等)

平成26年11月7日

福島地方裁判所第1民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

本準備書面では, 第8回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明事項に対して回答するとともに, 原告ら訴訟代理人久保木亮介弁護士作成の意見陳述書(平成26年9月16日付け, 以下, 本準備書面中で「意見陳述書」という。)の原告ら意見に対して反論するものである。

第1 裁判所からの「釈明事項」（第8回口頭弁論期日）に対する回答

1 求釈明事項の（1）

【釈明事項】

被告東京電力準備書面（11）8頁の下から6行目には、「本件事故と相当因果関係を有する住民の精神的損害については、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見、本件原発との距離、放射線量の状況等の客観的な事情を踏まえて適切に定められるべきものである。」との記載がある。被告東京電力は、低線量被曝により主観的に不安を抱いている住民が、原告らの居住地周辺に多数いるとしても、そのことは一切、住民の不安による精神的損害が本件事故と相当因果関係のあることを基礎づける事情とはならないと主張するものか否か。

【回答】

本件訴訟で問題となる精神的損害の発生の有無については、本件事故と相当因果関係を有する具体的かつ法的な権利利益の侵害が生じているか否かという観点から判断されるべきである。

この点を検討するに当たっては、低線量被曝を受けている住民の方々における心理状態を出発点として、かかる心理状態が法的な権利利益の侵害に当たるのかどうか、という点を検討することが必要と考えられるところ、その際には、主観的に不安を覚えているという事情があるというだけではなく、その「不安」が、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見、本件原発との距離、放射線量の状況、その他の客観的な事情を踏まえて、法的な権利利益の侵害に至っているのか否かを検討する必要があるものというべきである。

そして、この判断に当たっては、そのような主観的な不安を抱いている

方々が仮に多数いるとしても、そのことによって直ちに、そのような住民の方々の権利利益の侵害があったことを基礎付けるものということとはできない。

けだし、法的な精神的損害の発生の有無の問題は、あくまで、そのような心理状態が、漠然とした不安感という域を超えて、科学的な知見に基づく客観的な観点からも具体的な法益侵害を現に生じさせているのか否かという問題であるからである。

そして、この点の判断に当たっては、その「不安」の内容が客観的な視点からもどの程度のものであるかが問われる必要があり、主観的にも差異があり得るところの「不安」を感じる人数の多寡自体によってというよりは、あくまでも、そのような不安を感じることで法益侵害の程度にまで高まっているかどうかについて、そのような不安を生じさせている危険の客観的な程度（科学的知見及び実際の被ばくの状況・程度等）、政府による避難指示の有無、住民の方々の多くが採っている行動（避難の有無）、国、地方自治体、専門機関等による認識・広報の状況及びその内容その他の諸事情に基づいて判断することが相当である。

なお、この点に関して、中間指針追補（丙A3）では、自主的避難等対象区域について、本件事故発生当初の時期（概ね本件事故発生から平成23年4月22日ころまでを目安とする。丙A7の13頁参照）において大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖と不安を抱くことは年齢を問わず、一定の合理性が認められるとし、その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合には、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができるとし、そのような認識を踏まえて、自主的避難等対象者のうちの子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までを、その他の

自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期を、それぞれ賠償の対象期間として、精神的損害を含む包括的な賠償金として、前者につき40万円（被告東京電力は、自主的避難をした子供及び妊婦については、これにさらに20万円を加算して賠償している。）、後者について8万円の賠償の指針を定めている。

また、中間指針第二次追補を踏まえ、被告東京電力においては、自主的避難等対象者のうち、避難をしている子供及び妊婦については、平成24年1月以降、平成24年8月末¹までを対象として、1人当たり8万円の追加賠償をしている。

このように、中間指針等及びこれに基づく被告東京電力が公表している自主的避難等対象者に対する賠償基準においては、本件事故後の本件原発の周辺地域の状況も踏まえて、避難者・滞在者の状況の差異も考慮しつつ、避難等対象者ではない自主的避難等対象者の方々に対する賠償も行っているものであり、その際には、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合についても、上述したとおりの一定の合理的な範囲における精神的損害の賠償も行っている（被告東京電力準備書面（11）の18頁においても、「上記の中間指針追補の趣旨を踏まえれば、原告らが主張する滞在者の被ばくに対する精神的苦痛については、中間指針追補が定める損害賠償の範囲において、実質的に重複しているといえる」と主張しているところである。）。

したがって、この点に関する本件訴訟の争点は、滞在者の精神的損害について賠償の対象となるのか否か、というよりは、精神的損害が認められるのはどのような範囲（時期、場所的範囲及び損害額）であるのか（すなわち、

¹ 中間指針第二次追補（丙A4）においては、避難等対象者のうち、旧緊急時避難準備区域の精神的損害の賠償の終期について平成24年8月を目安とすると定めていることを踏まえ、これと同等の期間を対象としているものである。

相当因果関係に基づく損害賠償の範囲及び損害額)という点にあるものと考えられる。

2 求釈明事項の(2)

【釈明事項】

被告東京電力準備書面(11)18頁の下から8行目には、「放射線と健康影響に関する科学的知見を踏まえれば、滞在者に健康障害をもたらすまでの程度のものであるということとはできず、それによって具体的な権利侵害を惹起するものとはいえない」との記載がある。この記載に係る主張は受忍限度論を前提とするものか。そうであるとすれば、被告東京電力が考える受忍限度の基準となる放射線量は幾らか。損害賠償請求と原状回復請求とで基準が異なる場合には、その旨、根拠及びそれぞれの値を回答されたい。

【回答】

上記主張の箇所については、放射線被ばくを理由とする滞在者原告からの精神的損害の賠償請求については、放射線と健康影響に関する国際的にも合意された科学的知見やその他の客観的な諸事情を踏まえれば、中間指針等が定める範囲を超える部分については、具体的な権利利益の侵害を招来しているものではないと主張しているものである。

上記1でも述べたとおり、法的な精神的損害の発生の有無の問題は、そのような心理状態が、漠然とした不安感という域を超えて、科学的な知見に基づく客観的な観点からも具体的な法益侵害を現に生じさせているのか否かという観点から判断される必要がある、その判断に当たっては、これを受忍限度論又は総合衡量論と呼ぶかは別として、そのような不安を生じさせている危険の客観的な程度(科学的知見及び実際の被ばくの状況・程度等)、政

府による避難指示の有無, 住民の方々の多くが採っている行動(避難の有無), 国, 地方自治体, 専門機関等による認識・広報の状況及びその内容その他の諸事情に基づいて判断することが相当であると考ええるものである。

第2 「意見陳述書」に対する反論

1 敷地高さを超える津波により全交流電源喪失となる現実的危険性を認識していたとの主張の誤り

原告らは, 意見陳述書の2～4頁において, 「対応について」(乙B70)によれば, 1997年(平成9年)当時, 被告東京電力を含む電力各社及び被告国が建屋等重要施設のある敷地高さを超える津波が襲来すれば, 全交流電源喪失の現実的危険性があることを明確に認識していたと主張する。

しかしながら, ここで原告らが挙げているのはいずれも本件原発ではない他の原子力発電所を対象とする記載であり, かかる他の発電所の数値解析結果に依拠した原告らの上記主張は, 本件原発の所在地における津波発生の子見可能性との関連性を認めることができないから, かかる主張は, 本件原発所在地において敷地高さを超える津波が発生する現実的危険性を被告東京電力が認識していたとする原告らの主張を何ら裏付けるものではない。

2 予見可能性の対象は敷地高さを超える津波の襲来とされるべきであるとの主張の誤り

原告らは, 上記のように他の原子力発電所に関する「対応について」中の記載に基づいて, 本件における予見可能性の対象は敷地高さ0. P. +10メー

トルを超える津波の襲来であると主張している（意見陳述書4～5頁）。

しかしながら、上記1で述べたとおり、他の原子力発電所に関する「対応について」中の記載は、本件原発所在地においていかなる津波が発生することを具体的に予見し得たか（予見可能性）の問題とはそもそも関連性がない。

また、そのような約10メートル超の浸水高の津波が本件原発の所在地において発生する蓋然性を基礎付ける客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見が2006年（平成18年）時点で存在していなかったことは、これまでも繰り返し述べたとおりであるから、原告らの上記主張はそもそもその基礎を欠くものである。

さらに、原告らが本件事故をもたらした本件津波について論ずるのではなく、実際に発生した津波とは規模の異なる、より規模の小さい仮想的な津波を予見可能性の対象として措定すべきであるとしていること自体、その出発点においてそもそも誤っている。予見可能性の対象としては、原告らが主張するような現実よりも規模の小さい仮想的な津波を想定するのではなく、現に本件事故を発生させた本件津波と同規模・同程度の津波を想定すべきである。

因果関係の主張及び立証については、原告らの権利侵害を惹起したと主張する現実に生じた事故の経過について、その因果関係の基本的部分を予見することができたか否かという観点から判断されなくてはならない。

そして、本件原発の所在地における既往最大津波がチリ地震津波（約3メートル）であったのに対して、本件津波の浸水高は本件原発の1～4号機で最大O. P. +15.5メートルのものであり、本件事故以前の時点における客観的かつ合理的根拠を有する確立された科学的知見によっても、そのような津波の発生を予見することができなかったことからすれば、被告東京電力においては、本件事故をもたらした本件津波の発生について予見することはできなかった。（以上、被告東京電力準備書面（10）の4～17頁参照）

3 未開示の津波試算に係る主張の誤り

原告らは、2000年（平成12年）の電事連部会報告資料や長期評価に基づく試算や佐竹論文に基づく試算について反論をしながら、これらの資料を開示していないのは不誠実であるなどと主張する（意見陳述書5～6頁）。

しかしながら、被告東京電力としては、原告らが主張する事実について、被告として必要な認否及び反論をし、必要な証拠の提出及び援用を行っているものであり、何ら非難されるべきいわれはない。

(1) 電事連部会報告資料について

原告らは、電事連部会報告に関して縷々主張しているが、原告らは、本件地震及び本件津波と同程度の地震・津波（若しくは現在の原告らの主張によれば本件原発の敷地高を超える津波）が本件原発において発生することを前提として本件原発の設計を行うことが求められる程度の津波に関する客観的かつ合理的な科学的知見が本件事故以前に存在していたことを何ら明らかにしていない。

この点については、被告東京電力準備書面（9）の16～20頁において述べたとおりであるが、以下、念のため改めてこの点について述べる。

ア 7省庁手引きや4省庁報告書は、既往津波だけでなく想定津波まで考慮すべきとした点では先駆的ではあったが、他方で、そこにいう「想定津波」の試算方法については、当該手引き等があくまで沿岸部における津波高の傾向の概略的把握を目的とし、特定地点（原発立地点を含む）における津波高や遡上高を正確に把握することを目的とするものではなかったことから、直接津波対策の設計条件に適用し得るような解析手段までも示すものではなかった。

すなわち、4省庁報告書は、①特定の地震発生領域を前提に、同領域に

おける既往地震を選定し、②当該既往地震のデータから津波の波源モデルをいくつか想定し、③それぞれ数値計算を行って計算結果が最大となるものを選定し、④その結果と既往最大津波の数値計算と比較して最大津波高を求める、という手法を示している（甲B115の1・125頁，同204頁）。

しかしながら、4省庁報告書は、「本調査の津波数値解析は、『対象津波による沿岸部での津波の傾向を概略的に把握する』ことを目的として実施するものである。このため、自治体等が具体的な津波対策を実施する際には、より詳細な津波数値解析を実施することを想定しており、本数値解析の結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとしては位置付けていない」（甲B115の1・168頁）とされているとおり、

- ① 数値解析の計算手法としては「処理速度を高速化するため、一部を簡略化したモデルを採用する」として、「遡上計算には不適當」とされる「高速演算モデル」（非線形方程式を用いず、海底摩擦や防潮堤の存在も一切考慮しない）を使用し、計算格子（狭く取った方が精度が上がる）も600メートルと広くとっており（同176頁），
- ② 地震の発生領域についても、専ら地震学上の見地から策定され、津波については考慮されていない萩原マップをほぼそのまま採用し（同126頁），
- ③ 既往最大津波のパラメータについても、発生様式も規模も全く異なる海溝寄りの地震と典型的なプレート間地震を区別せずに、標準化ないし平均化されてしまっており（同156頁等），
- ④ 数値計算を行うパラメータの組み合わせも、わずか数種類（福島県沖のG3領域では4つ、宮城県沖のG2領域では3つ）に留まり（同167頁），
- ⑤ 算出された計算結果の誤差修正についても、数値計算上の誤差のみを

考慮して、単に増幅率1.242を乗じるのみであり（同203頁）、これらの事情からしても、総じて、その数値解析手法の精度は、4省庁報告書自体、「各地域における想定津波計算結果は十分精度の高いものではない。各地域における正確な津波の規模並びに被害予測を行うには、地形条件等をよりきめの細かな情報のもとに実施する詳細調査を行うことが別途必要である」（同・はじめに）、「津波数値解析計算自体が、震源断層モデルや津波の初期波形、津波先端部の挙動等の設定の段階で様々な仮定を設けており、それらの仮定に基づいて計算されたものである」（同）、「使用する微分方程式の種類（非線形方程式）や差分の形式、計算格子の大きさ等に起因して数値誤差が発生しやすい」（同）、「精度は劣るものの、広範囲にわたっての分布を考えることには使用できる」（甲B115の2・26頁）等の自己評価がなされている状況にとどまっていた。

かかる4省庁報告書の精度については、原告らの引用する国会事故調・参考資料にも、「精度と再現性に関して不確定な部分が多い」、「津波数値解析の誤差を大きくとっている」とされていた（甲B25・43頁）。国会事故調に記載されている通産省顧問の教授の「津波数値解析の精度は倍半分」との発言（甲B25・44頁、45頁）も、そのような数値解析の精度について指摘したものと解される。

他方で、このような数値解析の精度の点はともかくとしても、7省庁手引きや4省庁報告書が、前述のとおり既往津波だけでなく想定津波まで考慮すべきという新たな考え方を示したこと、同報告書が示した数値解析手法の精度は「倍半分」とされていたことから、通産省は、念のための趣旨で、電力会社に対し各社の最新の評価水位の最大2倍の津波が発生した場合にプラントがどのような影響を受け得るのかを検討するよう指示し、新たに想定津波も考慮要素とすることに備えたものと考えられる。このことは、国会事故調にも、「指針（被告東京電力代理人注：7省庁手引きと考

えるのが素直であると解される。)及び顧問の先生の意見を考慮し(た)」,
「念のため、…想定し得る最大規模の地震津波についても必要に応じて検討を行う。」,「想定し得る最大規模の地震津波を東通をはじめとする申請書には記載しない方向であるが、顧問会においてはそれぞれの検討結果を報告することを考えている。」等と記載されていること(甲B25・44頁)からも窺われる。

いずれにせよ、上記「倍半分」との指摘も、通産省が検討を指示した最大2倍という倍率についても、4省庁報告書の示した既往津波の再現計算には精度に不確定な部分が多いことから、その「誤差の幅の想定」を念のために行ったというものであり、それは、そのような範囲で津波対策の実際の設計条件が要求される客観的かつ合理的な科学的知見を意味するものでは全くなかった。

イ このように7省庁手引きや4省庁報告書が、原子力発電所に直ちに適用し得るような津波試算方法まで示していなかったことを受けて、2002年(平成14年)に策定されたのが、土木学会の「津波評価技術」である。

「津波評価技術」の策定には、上記4省庁報告書の策定にも関わり、津波解析の精度について「倍半分」と指摘した通産省顧問の首藤伸夫教授や、同じく4省庁報告書の策定に関わった阿部勝征教授を含む、地震学及び津波工学の研究に関する第一人者が関与し、約3年もの期間に亘る議論を経て策定されている。そして公表された「津波評価技術」の巻頭言には、「津波評価技術」が7省庁手引きを補完するものであることが明記されている(甲B6の1・「津波評価技術」巻頭言三頁)。

すなわち、「津波評価技術」は、

① 非線形方程式を用い、海底摩擦や防潮堤の存在も全て考慮し、計算格子も4省庁報告書の600メートルに比して40メートルと狭くとして

おり（甲B6の2・1～42頁以下）,

- ② 地震の発生領域についても、海溝寄りの領域と陸寄りの領域を区別した上で、海溝寄りの領域においては最も規模の大きくなり得る海溝沿いにも波源領域を設定し（同1～31頁以下）,
- ③ 不確かさの考慮方法については、計算上の誤差、波源設定の不確定性、及び海底地形・海岸地形等のうち、波源設定の不確定性が想定津波の計算結果に与える影響が最も大きいことから、波源モデルの断層パラメータを合理的範囲内で多数とおりに変動させた数値計算を実施し（パラメータスタディ）、その結果の中から評価地点に最も影響を与える波源を選定することとしている（同1～39頁以下）。

このように、「津波評価技術」は、7省庁手引きや4省庁報告書が上記のとおり簡易かつ概括的な手法しか示さなかった津波の数値解析手段について、本件事故以前の時点において十分な精度・裕度を有する科学的合理性のある手法を提示したものであり、被告東京電力においては、かかる「津波評価技術」に基づいて本件原発の設計想定津波の評価を行い、その結果に基づいて海水系ポンプ用モータの高上げ等の対策を講じていたものである（以上の経緯の詳細については、被告東京電力準備書面（7）の10～23頁参照）。

原告らは、電事連部会報告について繰り返し言及するが、実際に、4省庁報告書に記載されている各計算結果を2倍した数値を前提にして特定の防災対策等において採用されたケースは存在しないものであり、4省庁報告書に基づいて、本件事故の予見可能性を論ずること自体相当ではない。また、誤差の幅の想定を「倍半分」とするとの言及は、7省庁手引きや4省庁報告書についてのものであり、その後精度が高められた「津波評価技

術」に当てはまるものではない。原告らの主張は、その後「津波評価技術」として取りまとめられた、本件事故以前における科学的知見を不当に軽視するものであり、本件事故以前におけるこの分野での科学的な知見の実情を全く正解しないものである。

したがって、本件原発における津波の予見可能性に関する客観的かつ合理的な科学的知見という観点から、原告らが求めている資料は原告らの主張を裏付けるものではなく、原告らの上記主張はその前提において誤っているから、被告東京電力の対応が不誠実であるとの原告らの上記主張は当たらない。

(2) 長期評価及び佐竹論文に関する被告東京電力の試し計算について

原告らが主張し、援用している長期評価及び佐竹論文を踏まえての被告東京電力の念のための試算の結果については、被告東京電力作成の福島原子力事故調査報告書(丙B41の1)を証拠提出し、その16～28頁において、具体的な事実関係を明らかにしている。

原告らは、本件事故以前において上記の各試算がなされていたという事実をもって原告らの主張を裏付けると主張するものようであるが、上記各試算結果が本件事故以前に存在していたこと及びその内容については、事実関係は明らかにされており、証拠も提出されている。

その上で、これらの試算の性格については、丙B41の1においても記載され、被告東京電力準備書面(7)、同(10)においても詳しく述べたとおりである。そして、この点に関しては、本件事故発生以前の時点における長期評価の見解及び佐竹論文の知見の信頼性の評価等が本件訴訟の争点となるものであり、この点についても、被告として必要と考える証拠・主張については提出している。

したがって、以上を踏まえ、被告東京電力の対応が不誠実であるとの原告

らの上記主張は当たらない。

以 上